

学校選択にあたっての注意点（小学校）

学務課 学事係 TEL: 3647-9174

1. 学校選択制度で学校選択できるのは、**新1年生の入学時（区内在住の方で、学校選択希望票を提出期限までに提出できる方が対象）の1回のみ**です。
2. **指定校に入学する場合は、「学校選択希望票」を提出する必要はありません。**
ただし、入学前に区内で転居する予定があり、転居後も転居前の指定校への入学を希望する場合は、必ず希望票をご提出ください。二次結果公表後、入学希望校が抽選対象校となった場合は抽選の対象となります。
3. 希望校に受入枠が生じない場合は受入れができません。**学校選択をしたからといって必ず希望校に入学できるとは限りません**のでご注意願います。
4. **「通学区域外受入れ予定人数」で受入れができないと指定された小学校（「-」で表示されている小学校）を選択することはできません。**
ただし、誤って選択した方につきましては、学校選択希望の変更期間内までに学務課学事係窓口にて変更手続きした場合のみ変更後の小学校への入学希望者として取り扱います。なお、変更期間内までに手続きをとらなかった場合は、指定校への入学予定者となりますのでご注意ください。
5. 学校公開や学校説明会などを通じて、各学校の教育活動の様子をよく理解し、お子さまに適した学校を選択してください。
6. 自転車通学は禁止です。通学の安全に保護者として責任が持てるよう、通学経路や通学時間等を考慮し、卒業まで無理なく通学できる学校を選択してください。（**徒歩30分以内で通学できる範囲**）
7. 学校行事やPTA活動などに積極的に協力する意識を持って学校を選択してください。
8. **区立学校には教員の人事異動があります。**人事異動により部活動の内容変更や部活動の継続が困難となることがありますので部活動のみを選択理由とする場合は、ご本人を含めご家族でよく相談し、慎重に学校を選択してください。
9. **通学区域外の小学校に平成24年度も兄弟が在学し、同じ小学校へ入学を希望する場合は、「学校選択希望票」を必ず提出期限までにご提出ください。**万が一、学校選択希望票を出し忘れた場合などは指定校への入学予定者となりますのでご注意ください。
10. **学校選択希望の変更ができる方は、通学区域外の学校を選択された方のみが対象となります。**
指定校への入学を希望した方は学校選択希望への変更はできませんのでご注意ください。
また、学校選択希望の変更期間後は、希望校を変更することができません。
11. 学校教育法施行令により、送付時点での指定校を「入学指定校」として**1月下旬**に入学通知書を送付いたします。
補欠の繰上状況を待たれる方につきましては、この入学通知書によって入学指定校が確定した訳ではありませんのでご注意ください。
繰上当選した際は改めて希望校の入学通知書を送付いたします。
最終繰上で繰上がらなかった方につきましては、1月下旬に送付いたします入学通知書が必要となりますので大切に保管しておいてください。
12. **希望校に当選した場合は、指定校へ戻ることはできません。**
13. **希望校に当選する以前に学校選択の「辞退届」を学務課学事係窓口で提出した場合（郵送不可）に限り**指定校への入学予定者として取り扱います。
14. **希望校の補欠者となり、最終繰上の結果、繰上当選とならなかった場合は、指定校への入学予定者となります。**
15. **学校選択制度の公正な運用のため、必要に応じて住民登録地への生活実態調査を行います。**